

電気事業法施行規則等の一部を改正する省令案及び電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等の一部を改正する訓令案に関する意見募集の結果について

令和7年5月30日
資源エネルギー庁
電力・ガス事業部

電気事業法施行規則等の一部を改正する省令案及び電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等の一部を改正する訓令案について意見公募手続を実施したところ、結果は下記のとおりとなりました。

御意見ありがとうございました。

記

1. 実施期間等

- (1) 意見募集期間：令和7年4月2日（水）～令和7年5月1日（木）
- (2) 実施方法：電子政府の総合窓口(e-Gov)に掲載
- (3) 意見提出方法：電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォーム、電子メール、郵送

2. 提出意見数等

- (1) 提出意見数：122件
- (2) 御意見の概要及び御意見に対する考え方：別紙のとおり
※行政手続法第四十三条第二項の規定に基づき、提出意見は整理又は要約しています。
※なお、本件意見募集とは直接関係のない御意見に対して、当省の考え方は示しませんが、承っております。

3. 本件に関するお問い合わせ先

資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力基盤室
電話「03-3501-1511（内線：4595）」

番号	御意見の概要	御意見に関する考え方
1	<p>改正電事法や運転延長制度に反対である。従来の原子炉等規制法の規定に戻すべき。停止期間も劣化は進むため、延長期間に上乘せすべきではない。</p> <p>原発の運転期間延長は行うべきではありません。世界を見ても60年も原発を使い続けている国はありませんし、40年前に設計されたものが現在も安全とは言い難いです。福島第一原発の事故の教訓が何も活かされていません。</p> <p>機械にとって、60年でも限界を超えた運転期間であり、補修部品の入手も難しくなると考えられるのに、さらに延長を行うのは事故の危険性を増す行為であり、賛同できない。停止期間を含めて40年の規制に戻すべきである。</p> <p>運転期間の延長を行うべきではない。運転期間の上限を原則40年とした従来の原子炉等規制法の規定を復活させるべきである。ましてや60年超の運転期間を認めるべきではない。そもそも、原発を利用推進する立場である経済産業省が「利用」の立場から審査を行うことは、運転延長ありきの審査となることが懸念される。本訓令案は、2023年5月に成立した「GX脱炭素電源法」の一つである、原子炉等規制法における運転期間延長に関する規定を電気事業法に移し、経済産業大臣が電力の利用側の視点から審査・認可を行うという法改正に基づくものである（電気事業法第27条の29の2）。その際、多くの市民・団体がおおむね以下を理由として反対した。本訓練案で示されている経済産業省による審査基準案は実効性に欠き、抽象的であり、この懸念を払拭するのに足るものではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転期間を原則40年と定めた2012年の原子炉等規制法の改正時から、原発の安全性をめぐって新たな科学的知見が得られたわけではない。運転期間を原則40年とする規定を堅持すべきであり、利用側の理論でそれを覆すことは認められない ・原発を推進してきた経済産業省が運転期間延長の可否にかかる強い認可権限を持つこととなる。 ・60年以上の運転期間を許容し、危険である。 ・事業者の責によるか否かを問わず、停止している間も原発の老朽化は進行する。原子力規制委員会は、コンクリート構造物の中性化、塩分浸透、アルカリ骨材反応、機械振動、凍結融解による強度低下、原子炉圧力容器のスタビライザ等の摩耗といった事象については、長期停止期間中もそうでない期間と同様に劣化が進展するとしている（「運転期間延長認可の審査と長期停止期間中の発電用原子炉施設の経年劣化との関係に関する見解」（令和2年7月29日））。 <p>老朽化による安全性に非常に疑問があるため反対する。</p> <p>機器の劣化は停止した理由に関係なく進むのだから、停止していた年数を除くことができるというのはおかしいと思う。大きな事故があれば大変になることは経験済みなのだから、これ以上事故が起きないよう、万全を期してほしい。</p> <p>運転期間の延長を行うべきではない。運転期間の上限を原則40年とした従来の原子炉等規制法の規定を復活させるべきである。ましてや60年超の運転期間を認めるべきではない。</p>	<p>原子力発電の運転期間に関する措置については、「発電用原子炉施設の利用をどのくらいの期間認めることとするかは、原子力の利用の在り方に関する政策判断にほかならず、原子力規制委員会が意見を述べるべき事柄ではない」とする令和2年7月の原子力規制委員会の見解も踏まえて、現行の原子炉等規制法における運転期間に係る規定を利用と規制の観点から改めて峻別し、電気事業法と原子炉等規制法の2つに再整理する内容を含むGX脱炭素電源法（脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十四号））が令和5年通常国会（第211回国会）において可決・成立しました。</p> <p>そのGX脱炭素電源法では、利用政策の観点からの運転期間に関する措置については、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）の下、現行の原子炉等規制法（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号））に基づく制度と同様、運転期間に最長「60年」という上限を設ける大きな枠組みは維持することとしつつ、事業者から見て他律的な要素によって停止していた期間に限り、「60年」の運転期間のカウントから除外することが認められています。</p> <p>今回、意見公募の対象としている省令案及び訓令案は、こうしたGX脱炭素電源法の規定による改正後の電気事業法（以下、改正電気事業法という。）の規定を踏まえて、総合資源エネルギー調査会原子力小委員会における議論も経た上で、この改正電気事業法に基づく運転延長認可制度の省令委任事項や、経済産業省が申請発電用原子炉の運転延長の認可を判断する上で必要な審査基準の手当等を行うものです。今後、改正電気事業法に基づく運転延長認可制度の認可申請に対しては、改正電気事業法で規定される認可要件や今回お示しした審査基準に基づき、適切に対応します。</p> <p>なお、利用政策上の判断にかかわらず、高経年化に対応した適切な劣化管理が行われることについて、原子炉等規制法の下、原子力規制委員会の厳正な審査に基づく認可を得なければ運転は認められないことは大前提です。</p>
2	<p>安全性は経済産業省が審査すべきではない。</p> <p>どんどん運転可能期間が延びていきますが安全性はどこまで確認できているのでしょうか。今回延長の認可が原子力規制委員会から経済産業省になりましたが、機器の安全を専門的に審査できる機関が延長を認めるべきだと思います。これまでの審査でも本当に安全を担保出来ているのか疑問に思うような認可がされてきたと感じています。</p> <p>原子力規制委員会も、コンクリート構造物が劣化すること、原子炉圧力容器のスタビライザ等の摩耗について、長期に運転を停止している期間においても劣化は進展することを認めています。このような状態の原発の運転期間延長について、原発を利用推進する立場の経済産業省が審査を行うことは、事業者の思いに沿った審査となりかねず、信頼することはできません。</p> <p>2023年の法改正で、原発の運転期間延長についての認可権限が、原子力規制委員会から経済産業大臣に移されました。経済産業大臣の職務は産業や技術の「発展」や「推進」に軸足が置かれる、時にそれは「安全」と対立するものであります。その経済産業大臣に運転期間延長の認可権限を与えるのは、安全性を軽視していると、私には映ります。原子力発電所で一度事故が起これば、水道管や下水管の老朽化で街が浸水した、道路が陥没した…などといった事故の比ではありません。つまり、より厳しい基準と厳しい目によってチェックされる必要があるという事です。会社の方針を決める取締役会において、利害関係のある取締役はその議決からは外され、場合によっては取締役会への参加も断たれます。原子力発電所の安全審査についても利害関係人を排除した上で、経済産業省や政府、原子力村などからは完全に独立した第三者機関に審査をお願いしたいです。</p>	<p>高経年化への対応も含めて原子力利用の安全確保に関する規制については、東京電力福島第一原子力発電所事故の反省を踏まえて設立された、高い独立性を有する原子力規制委員会が一元的に所掌しており、原子炉等規制法の下、科学的・技術的な見地から厳正な審査が行われています。利用政策上の判断にかかわらず、高経年化に対応した適切な劣化管理が行われることについて、原子炉等規制法の下、原子力規制委員会の厳正な審査に基づく認可を得なければ運転は認められないことは大前提です。</p> <p>その上で、経済産業省としても、原子力事業者に対して、規制による審査に適切に対応するだけでなく、産業界全体で連携し、他国の長期運転例を参考にしつつ、経年劣化やその評価に関する技術的知見や経験の蓄積・拡充の取組を進めるなど、不断に安全性向上に取り組むよう指導してまいります。また、運転延長の認可を判断にあたっては、電気事業の健全な発達を図る観点から、原子力発電の安全性向上や防災対策に係る取組も含めて、その原子力発電事業の遂行態勢の見直し及び改善に継続的に取り組むことが見込まれることを確認してまいります。</p>

3	<p>原子力規制委員会の審査をより厳しくするべき。審査がずさんで安全の保証はない。</p> <p>原子力規制委員会は、老朽原発に安全だとの判断の責任を負うことができるのでしょうか。このような、原発事故の確率を上げることになる「GX脱炭素電源法」自体に反対しますが、せめてその審査ルールを、事業者の申請に基づき事業者が評価することを前提とするのではなく、直接原子力規制委員会が厳しく審査するようにしてもらいたい。</p> <p>老朽化に関する原子力規制委員会の審査は事業者の申請に基づき事業者の評価を前提としたもの その実態は確認すべきデータを確認しなかったり事業者の甘い評価をうのみにしていたりと問題が多い</p> <p>原子力規制委員会が審査を行うとあるが、老朽化に関する原子力規制委員会の審査は、事業者の申請に基づき事業者の評価を前提としている。過去に元データを確認していなかった事実がある等、問題だらけで信用できない。</p> <p>関西電力高浜原発1号機は、原子炉容器の中性子照射脆化が全国の原発の中で最も進んでいる数値が出ています。原子炉容器の鋼鉄は、高い温度では延びて壊れ、低い温度ではねばり強さを失い、もろくなって割れて壊れます。その境界の温度を脆性遷移温度(ぜいせいせんいおんど)といいます。脆性遷移温度は、脆化が進むと上昇します。原子炉容器の中性子照射脆化の進み具合を監視するために、原子炉容器と同じ鋼材の監視試験片を炉内に入れておいて、10年おきくらいに取り出してもろさの具合を調べます。</p> <p>高浜1号機の原子炉容器は、40年運転時点(第4回監視試験:2009年9月取り出し)で、脆性遷移温度が99℃と全国の原発の中で最も高い数値でしたが、2023年に関電が提出した第5回試験結果(2021年7月取り出し)では、105℃とさらに上昇しました。第4回と第5回の間はほとんど停止(2011年1月10日から定期検査)していたにも関わらず、脆化が進んだのです。</p> <p>原子力規制委員会も予測のできないことが、原発、特に老朽原発では起こります。</p> <p>原発の運転期間延長やその上、運転停止期間を延長期間に上乘せできるとする今回の法改正は不合理ですので、施行しないよう強く求めます。</p> <p>「原子力規制委員会が適合性審査を行い、その認可を得なければ、運転できないことは大前提」としているが、その(安全性の)「大前提」は成り立たない。このため、運転延長の認可の審査基準の制定に反対する。</p> <p>原子力規制委員会は、これまでの運転期間20年延長の審査や、安全審査がずさんで、原発の安全の保証はない。</p> <p>例として以下に3つ例を挙げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2016年、高浜1・2号、美浜3号の電気ケーブルの安全性を認め運転延長を認可した。 2019年、規制委は重大事故中に蒸気暴露される試験結果を公表し、電気抵抗値(絶縁体の抵抗値)が著しく低下する事実を明らかにした(2019.11.NRA技術報告)。重大事故時に実態把握や制御ができなくなる危険性が示された。しかし、この試験結果を踏まえて再評価する必要はないと拒否した。 ・原子炉圧力容器の中性子脆化の問題で、監視試験片があまりに少なく、評価に信頼性がない。 高浜1号の場合、脆性遷移温度は廃炉の決まった玄海1号より高く、国内最高で、重大事故時に容器が割れる危険性がある。しかし、規制委は試験結果の原データも確認せず、40年超え運転を認めた。 ・原子力規制委員会は、高浜1・2号の早期再稼働のため、審査基準違反の火災防護策を認可。 2023年5月12日、規制委は高浜1・2号をはじめ関電のすべての原発の「電線管の火災防護(系統分離)対策に係る設工認を認可した。 2系統の安全設備が火災で同時に機能しなくなることを防ぐため、火災防護対象ケーブルを系統ごとに分離することが火災防護基準で求められている。しかし、関電は時間がかかるためそれは行わず、「対象の電線管の周囲に可燃物を配置しない等の運用」を組み合わせた措置を実施するとした。規制委は、それを「火災防護基準とは異なる内容となる」と認識しながら、了承した。 	<p>高経年化への対応も含めて原子力利用の安全確保に関する規制については、東京電力福島第一原子力発電所事故の反省を踏まえて設立された、高い独立性を有する原子力規制委員会が一元的に所掌しており、原子炉等規制法の下、科学的・技術的な見地から厳正な審査が行われております。原子力規制委員会の審査について、当省から回答することは不適切と考えております。</p>
4	<p>延長された運転期間中に事故が起きたら誰がどのように責任をとるのか。</p> <p>原発の耐用年数の規定を延ばして本来稼働してないはずの期間に事故が起きたら一体誰がどうやって責任をとるというのか、取れるというのか、だれが責任を負うのか、どうやってお責任をとれるというのか、はっきりさせるのが先です。</p> <p>60年以上の運転で、福島第一原発級の重大事故が起きた時、誰がどのような責任を取るのか明記せよ。責任者不在の省令改正などあり得ない。</p> <p>「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等の一部を改正する訓令案」との事ですが、原発の運転期間の原則40年を超えた期間に事故が起こった場合の責任の所在は「経済産業大臣」という理解でよろしいのでしょうか？</p> <p>また、経済産業大臣に責任の所在があるとして、事故が発生した時に経済産業大臣のポストにあった人の責任なのか、試用期間延長を決定した時に経済産業大臣の職にあった人の責任なのか、ひたまたそれ以外の基準があるのか、教えていただけますか？</p> <p>本提案は、「原発の運転期間の延長についての認可権限が、原子力規制委員会から経済産業大臣に移された。原子力の利用政策を所管する経済産業省が審査し、認可する」とあります。仮に原発が爆発した場合には、稼働の延長を決めた経済産業大臣及び経済産業省が責任をとりますね？今後選出される、経済産業大臣及び経済産業省が責任を取りますね？当事者不明とは言わせません。「想定外」との回答は認めません。支払いはあなた方の末代まで続くことでしょう。</p>	<p>原子力発電所の安全確保についての一義的責任は、事業者が担っています。</p> <p>その上で、万が一の場合に備えて、損害賠償等についても、政府として枠組みを整備しております。具体的には、原子力損害賠償法や原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の枠組みに基づき、事業者の無限責任を前提として、必要な賠償資金の確保を行い、事業者による迅速かつ適切な被災者救済がなされるよう、制度を適切に運用することで政府として責任を持って対応していくこととしております。</p>

5	<p>第三者委員会による審査や公聴会の開催等を行うべき。審査は公開の場で行うなど、情報公開の充実を求める。</p>	<p>改正電気事業法の規定上、個別申請の認可にあたって、外部の第三者組織に意見を聴取して審査することや公聴会を開催することは規定されておられません。また、個別申請の認可判断に際して、その審査内容について意見公募を行うことは想定しておらず、個別申請の認可に関しては、経済産業省において、法律の授権に従って、改正電気事業法で定める認可要件の適合性を、総合資源エネルギー調査会原子力小委員会における議論も経た上で今回行政手続法に則り意見募集を実施した審査基準に則り、事実関係を基に判断してまいります。</p> <p>また、申請書類や申請に対する処分内容及びその理由について公表し、情報公開及び審査の透明性確保に努めるとともに、その審査内容については国民の皆様に向けて分かりやすく丁寧な説明に取り組んでまいります。</p>
	<p>事業者は、発生した事故、トラブルを何度も隠蔽している。事業者は過去の不祥事、トラブルを全て情報開示し、それらについてどのように対策したのかも含めて、第三者委員会が審査すべきだ。国民が情報を得られるように、公開の場で審査し、ライブ配信していただきたい。</p>	
	<p>運転期間の延長の際に、第三者委員会を設け、公開の場で議論すべきである。電気事業法第二十七条の二十九の二第4項において、挙げられている各要件の中には、どのようにも解釈できるものも含まれている。たとえば、第3号について原発が電気の安定供給に資するか否かは議論がある。原発の稼働により再エネが抑制されることや、大規模集中型の原発がトラブル等に直面したとき、広域にわたって電力の不安定化の原因になる可能性も有している。時代の趨勢により、電力の利用の観点からも、原発の運転延長が必要とされない局面もありうる。</p> <p>経済産業省・資源エネルギー庁の内部だけの審査では、よほどのことがないと事業者の申請は却下するという結論にはなりえず、「通すための」審査がまかり通ることとなる。</p>	
	<p>経済産業大臣は、審査の結果をとりまとめた文書（審査に用いた資料等を含む）を公表後、公聴会を実施した上で、少なくとも1ヶ月以上の期間を設けてパブリックコメント募集を行い、公聴会やパブリックコメントの意見を踏まえて認可について判断を行うよう強く求める。</p>	
	<p>経済産業大臣は、法第27条の29の2第2項の規定による発電用原子炉の運転期間の延長の認可の審査においては、学識経験者、原発や脱炭素問題を扱う市民団体、電力消費者、公募市民委員等をメンバーとする審査会を設置して、これに諮問し、公開で審査を行うよう求める。</p> <p>電気料金値上げの審査の際の手続きを踏まえ、審査会のとりまとめにあたっては、公聴会や意見公募を実施し、意見を反映すること。</p>	
	<p>審査では、公開の場で議論すべきと考えます。公開しない理由をご回答ください。</p> <p>事業者自身の行政処分や申請書の不備による審査機関の長期化したものに対して、運転停止期間を上積みすることは、問題ではないでしょうか。また、裁判等で運転停止を命じられた場合、この期間を上積みすることには削除すべきです。</p> <p>年数が経てば、設備は劣化していき、事故の危険性は高まります。原発が立地している周辺住民に説明をすべきですが、今回のパブコメのみで制度変更すること認められません。</p>	
<p>原子力発電所の運転期間延長に関する情報公開の充実を求めます。</p> <p>原子力発電所の運転期間の延長に関して、今回の改正案では新しい手続きが設けられていることを知りました。しかしながら、このような大きな影響を及ぼす制度の変更にあたっては、国民への情報公開や説明のあり方が非常に重要であると感じています。特に気になっておりますのは、以下の点です</p> <ul style="list-style-type: none"> * 延長の申請があっても、多くの国民にはその事実が知らされにくいこと * 審査内容や判断の根拠が、分かりやすく公開される仕組みが整っていないこと * 意見を伝える場が、一部の地域や関係者に限られていること <p>原発の運転延長は、地域住民だけでなく、広く国民全体に関わるテーマです。だからこそ、情報公開と市民参加のあり方について、より丁寧な仕組みづくりをお願いしたく、以下の点をご提案申し上げます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 延長申請の事実・対象原発・延長年数などを、国民が把握しやすい形で公表すること 2. 審査内容や判断理由について、専門的な部分も含め、可能な限り丁寧に情報提供すること 3. パブリックコメントや意見募集など、広く意見を受け止める機会を確保すること <p>私たち一人ひとりが、エネルギーの未来について安心して考えられる社会のために、情報公開と対話の仕組みを整えたいという制度運用をお願い申し上げます。今後の検討・運用において、より多くの声が活かされることを願っております。</p>		
6	<p>改正案に反対。</p> <p>何れの改正案にも反対します。</p> <p>両方の案について、どちらにも反対です。</p>	<p>いただいた御意見は今後の政策の参考にさせていただきます。</p>

7	<p>運転期間の延長を申請する事業者に、周辺住民への説明を義務づけるようにすべき。</p> <p>運転期間の延長の認可申請について。（具体的には改正電気事業法第27条の29の2第3項に基づく省令第45条の21の3について）</p> <p>運転期間の延長を申請する原発事業者は、経産大臣への申請前に、過酷事故が起きた場合に避難計画や屋内退避、および避難者を受け入れる自治体及びその住民に対する説明会および意見聴取会の開催を義務付け、その報告書の提出を大臣に義務付けるべきだ。</p>	<p>本省令案は、改正電気事業法の規定に基づき、省令に委任された事項を定めるものであり、改正電気事業法には、運転期間延長の申請に際し、地域住民への説明会の開催を義務付ける規定は設けられていないことから、省令においてこれを定めておりません。個別申請の認可に関しては、経済産業省において、改正電気事業法で定める認可要件の適合性を、今回意見募集の対象とした審査基準に則り、事実関係を基に認可要件の適合性を判断してまいります。なお、原子力を活用していくに当たっては、立地地域をはじめとした関係者の方々に対し、国の判断や原子力政策の考え方について、丁寧な御説明を尽くしていくことが必要です。今後とも、立地地域の方々との間で、常に双方向のコミュニケーションを行いながら、しっかりと御意見・御要望をお伺いするとともに、こうした取組みの中で、運転期間の延長の認可を含めて、国がエネルギー政策の観点から行う政策判断についても、丁寧な御説明を尽くしてまいります。</p>
	<p>省令案には、原発事業が市民の目の届かないところすすめられてしまう可能性が含まれ危険であると考えている。</p> <p>原発の運転の限度年数が延長されることは、とくに原発の周辺住民にとっては原発の事故が心配されることと思われる。4-5ページの運転期間の延長の認可申請について意見を述べる。</p> <p>運転期間の延長を申請する原発事業者は、運転期間の延長の申請をする以前に、原発の周辺住民に対して説明会をひらくことを義務付け、丁寧に、時間をかけて住民の不安解消につとめるようにされたい。また申請書のなかに原発の周辺住民に対する説明会についての項目を設けたり、説明会議事録の添付を義務付けたりするなどして、説明会開催についてのチェックができるようにされたい。</p>	
	<p>運転期間の延長を申請する原発事業者は、過酷事故が起きた場合に避難計画や屋内退避、および避難者を受け入れる自治体及びその住民に対する説明会および意見聴取会の開催の義務、その後、大臣がその報告書の提出を義務とするのが筋ではないかと思えます。</p> <p>このままだと、市民参加の機会は無くなり、そのことで経産大臣の存在意義に疑問を持つ国民が増えます。</p>	
	<p>p4-5 運転期間の延長は、深刻な事故を引き起こす可能性があるため、周辺住民への説明と了承を義務づけるようにしてほしい。</p>	
	<p>そもそも老朽化した原発には多くの危険があります。近隣地域の住民にとって、その運転は文字通り死活問題です。万が一何か起これば生活のすべてを奪われるということは、2011年の福島での事故が雄弁に物語っています。</p> <p>その老朽化した原発の運転延長を許可したり、原発事業を譲渡したりする際の審査には、市民の関与が不可欠であると考えます。</p> <p>市民の関与できないところで、市民の生活に責任を負うこともできない人たちが、一方的に決めてしまうのは間違っています。</p> <p>市民への説明、市民からの意見聴取、市民の意思決定への関与などを、形式的ではなく実効的なかたちで、審査基準に盛り込むべきと考えます。</p>	
8	<p>法第二十七条の二十九の二第四項第一号と三号に掲げる基準に適合することを証明する書類を求めべき。</p>	<p>法第27条の29の2第4項第1号に掲げる基準に関しては、省令第45条の21の2第2項第1号の規定に基づき「申請発電用原子炉の使用の目的を説明する書類」を提出することとしております。また、法第27条の29の2第4項第3号に掲げる基準に関しては、省令第45条の21の2第1項の規定に基づき定める申請様式に記載の情報を基に申請発電用原子炉の情報を確認します。このため、原案のとおりとさせていただきます。</p>
	<p>「2 法第二十七条の二十九の二第三項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。」の「二 法第二十七条の二十九の二第四項第二号及び第四号に掲げる基準に適合することを証明する書類」に、法第二十七条の二十九の二第四項第一号と三号を加えて、「二 法第二十七条の二十九の二第四項第一号から第四号に掲げる基準に適合することを証明する書類」とするよう求める。</p>	
9	<p>事業譲渡等について立法事実を明確にし、譲渡等の際に需要家への説明を義務づけるべき。</p>	<p>改正前の電気事業法において、発電事業については自由競争により効率的な電気供給を図る観点から届出制とされていることを鑑み、原子力発電事業も含め、発電事業者が事業の譲渡、相続、合併若しくは分割を行う場合についても、経済産業大臣への届出により、その地位の承継が認められています。これは、発電事業の全部の譲渡しがあり、又は発電事業者について相続、合併若しくは分割があった場合における権利関係の明確化や、発電事業の届出との手続の重複を避ける観点から手当されたものです。</p> <p>その上で、改正電気事業法では、発電用原子炉の運転期間の延長が認可制であることから、運転期間延長認可を受けた原子力発電事業に承継があった場合については、同法第27条の29の3の規定において、経済産業大臣の認可を要することとされています。また、この運転期間延長認可を受けた発電事業の譲渡等の認可については、同条第3項の規定に基づき、同法第27条の29の2第4項（第3号及び第5号を除く）、第5項及び第8項の規定を準用することとされていることとされています。</p>
	<p>原発事業の譲渡等について、原発事業の譲渡等制度を、どのような立法事実をもとに加え、この省令案によって何を実現しようとしているか明らかではない。明らかにすべきだ。</p>	
	<p>この省令案のままでは、「原発事業の譲渡等」を行う際に「理由を記載した書類」などの書類さえ整っていれば、経産大臣は「原発事業の譲渡等」を許可することになる。しかし、その理由が事業者同士の利益にはなっても、電力料金を支払う側、とりわけ、電力自由化のもとで、再生可能エネルギーを選択する需要者の利益になるとは限らない。そこで、どのような理由なら「原発事業の譲渡等」を許可できるか、電力料金を支払う側の不利益とならない要件を加えるべきだ。</p>	
	<p>「原発事業の譲渡等」をなぜ行うのか、譲り渡す事業者に対しては、電力料金を支払う側への説明・意見聴取会の開催を義務づけ、その報告書を大臣許可の要件として加えるべきだ。</p>	
	<p>「原発事業の譲渡等」によって、原発事業を「承継」する者は届出をすればよだけの省令案となっているが、承継する者の資格要件を加えるべきである。承継した方が、老朽原発を動かしても過酷事故が起きる可能性を低減できる場合のみに承継が許可されるべきである。承継者が譲り渡す側よりも優れた経営倫理、能力、原発運転技術を有することを資格要件に加えるべきだ。</p>	
<p>「原発事業の譲渡等」によって、原発事業を「承継」する者による電力料金を支払う側への説明・意見聴取会の開催義務を追加し、大臣の許可前にその報告書を提出する義務を省令案に加えるべきだ。</p>		

10	<p>第一号要件に係る審査基準を追加すべき。</p> <p>第1号要件を以下のように追加するよう求める。</p> <p>②同項第1号の規定については、より具体的には、次の場合とする〔第1号要件〕</p> <p>イ 法第二十七条の二十九の二第二項の認可を受けようとする原子力発電事業者が、延長しようとする運転期間において発生する使用済み核燃料に関し、以下の事項を証する書類を提出し、申請発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないことが確認できる場合。</p> <p>(i) 事業者が申請した「延長しようとする運転期間」において発生する使用済み核燃料の総量を示し、これについて、事業者が保有もしくは確保した貯蔵施設においてリラッキング等の無理な詰め込みをしなくても、安全に確実に保管できること</p> <p>(ii) その使用済み核燃料の搬出先・処分先の操業が確実であること及び搬出・処分の具体的な工程表</p> <p>(iii) その使用済み核燃料を再処理する場合、再処理により取り出したプルトニウムの安全な保管がなされるか、また、その全量を確実に、当該事業者の責任により発電用原子炉で消費する具体的な工程表</p> <p>(iv) 以上について、少なくとも立地自治体（県域含む）の住民に説明会を実施して、住民の合意を得ていること、また、当該説明会において住民よりどのような意見、質問が寄せられたかを報告した書類</p> <p>関西電力は、高浜原発1、2号機と美浜原発3号機について、現行法に基づき運転期間延長認可を取得して運転をしているが、原子力規制委員会は、関西電力の当該原発サイトの使用済み核燃料プールの空き容量が、認可した20年間で発生する使用済み核燃料を保管するには足りないことを知りながら、当該認可に当たって、使用済み核燃料の保管施設が十分に確保され、安全に保管できるかどうか、また、使用済み核燃料の搬出先や処理・処分先が確実にあるかどうかについて審査をしなかったため、関西電力は、使用済み核燃料の福井県外への搬出という歴代福井県知事との約束を反故にして、住民説明会も行わないまま、原発サイト内での乾式貯蔵施設建設を急ごうとする事態に至っている。原発が武力攻撃対象となることは、ロシアによるウクライナ侵略攻撃で現実のものとなった。原発サイトに大量の使用済み核燃料を保管することは、自らさらに有効な武力攻撃対象となることであり、平和の目的に反する。</p> <p>また、再処理によって取り出されたプルトニウムが安全に保管され、確実に原発で消費される具体的な見込みがなければ、「利用目的のないプルトニウムは持たない」との原則に反し、平和の目的以外に利用されるおそれが高まる。そして、運転期間を延長するに際しては、原発の運転は30年とか40年と説明されて原発を受け入れた立地地域の住民に対して、使用済み核燃料が原発サイトに大量に貯まっていくことへの不安に応じて、使用済み核燃料の安全な保管や搬出先、処理・処分について具体的な説明を行い合意を得ていることが、原発の平和利用にとって不可欠である。産業廃棄物施設については、自治体条例等において、住民説明会の開催とその実施報告書の提出が義務付けられるなど、地域での住民参加、住民合意の手続きが一定程度構築されてきている。原子力に関しては、自主・民主・公開の原則がありながら、住民参加や住民の合意を得る手続き、情報公開などが極めて不十分である。住民が納得しないまま、原発を使い続け、行き場のない使用済み核燃料や核のごみを排出し続けることは平和を脅かすものであり到底認められない。</p>	<p>法第27条の29の2第4項第1号に掲げる基準の適用については、改正電気事業法の規定において、あらかじめ「原子力委員会の意見を聴かなければならない」とされており、こうした点も踏まえ、総合資源エネルギー調査会原子力小委員会の議論も経た上で、同号については、経済産業省の審査の基準は法律の規定をもって明らかと考えております。このため、原案のとおりとした上で、同号に掲げる基準の適用については、使用済燃料の処分の方法等について確認した上で、改正電気事業法の規定に基づき原子力委員会の意見を聴取して適切に対応してまいります。なお、使用済核燃料・プルトニウムの保管の安全性については、回答2番のとおりです。</p>
11	<p>第三号要件に係る審査基準を追加すべき。</p> <p>第3号要件を以下のように追加するよう求める。</p> <p>③同項第3号の規定については、より具体的には、次の場合とする〔第3号要件〕</p> <p>延長しようとする運転期間において申請発電用原子炉を運転するために必要な原子力規制委員会の許認可の取得がなされている場合。</p> <p>脱炭素電源として、電気の安定供給に資すると認めることが要件となっているので、その判断のためには、当該申請発電用原子炉が、運転のための原子力規制委員会の許認可を取得しており、延長期間中に運転可能であることを確認する必要がある。特に、原発を運転するための基本的な申請となる設置変更許可申請すらしていない原子炉について、安定供給に資するとして延長認可を認めることで、事業者が廃炉の判断を先送りすることは、その原子炉の維持費を電気料金に転嫁し続けることであり、消費者にとって不利益である。また、事業者の再エネへの投資も阻害される。</p>	<p>法第27条の29の2第4項第3号に掲げる基準に関しては、総合資源エネルギー調査会原子力小委員会における議論も経た上で、同号の規定の趣旨や我が国の足元のエネルギー情勢等をふまれば法律の規定をもって判断可能な状況にあると考えております。このため、原案のとおりとさせていただきます。</p>
12	<p>第四号要件の審査にあたっては、過去の不祥事・トラブル等の事案も確認すべき。第四号要件に係る審査基準を追加すべき。</p> <p>「…安全性の向上及び防災対策に係る取り組みに関し、不断の努力を行っていることが社内規定により確認できること」としているが、不十分である。過去の不祥事・トラブルの発生状況や情報開示の在り方、ガバナンスについても審査し、原因究明や再発防止策がとられているかどうかを審査すべきである。</p> <p>不祥事やトラブルの積み重ねが取り返しのつかない事故につながるケースもある。福島第一原発事故を起こす以前においても、東電は柏崎刈羽原発、福島第一・第二など計13基の原発で、ひび割れや故障を長年にわたり意図的に隠ぺいし、記録を改ざんしていたこと（東電トラブル隠し事件）、柏崎刈羽原発においては海底断層（F-B断層）について活断層と再評価していたにもかかわらずそれを公開していなかったなど、情報公開姿勢やガバナンスを疑わせることが発生していた。</p> <p>事業者の過去の不祥事・トラブルの発生状況や情報開示の在り方、ガバナンスについても審査し、原因究明や再発防止策がとられているかどうかを審査すべきである。</p> <p>第4号要件に、「申請時点より過去10年の間に、独占禁止法に違反して、公正取引委員会により違反業者として公表され、もしくは、排除措置命令や課徴金納付命令を受けていないこと」を加えるよう求める。</p>	<p>原子力事業者においては、規制充足に留まらず、不断に安全性向上に取り組んでいくことが重要であり、これまでもにおいても不適切事案を受けてその原因究明や再発防止の対応に取り組まれているものと承知しております。その上で、個別申請を受けた際の本要件の適合性確認にあたっては、申請事業者における申請発電用原子炉に係る発電事業に関する法令遵守態勢の整備、安全性の向上及び防災対策に係る取組に関し不断に見直し・改善に取り組むための仕組みが申請事業者において社内規定等により構築されているか確認してまいります。なお、過去の不適切事案の発生だけをもって一律に基準に適合しないとするは想定しておりませんが、例えば、発電用原子炉に係る発電事業に関する法令の違反等により、行政庁から許認可取消しや実質的に運転に制約を課す処分が行われ、事業遂行態勢の見直し・改善に継続的に取り組むことが見込まれると判断し難い場合に、不認可や認可取消しを行うことが否定されるものではありません。</p>

13	<p>第四号要件について、確率論的リスク評価は不適切である。</p> <p>44-2-イについて。リスク学的リスクの定義は、危ないことの発生確率と、危ないことが起きた時のダメージの大きさの掛け算である。発生確率については、かつて原子力ムラが金科玉条のごとく振り回したラスムッセン教授（MIT）がまとめた報告書では10億炉年に1回だとした。ヤンキースタジアムに隕石が落ちる程度の確率だとされた。世界の原発が400基とすると、過酷事故発生頻度は250万年に1回となるが、しかし実際は32年間で3ヶ所、6基の原発が過酷事故を起こした。5年に1基の発生頻度であった。一方、ダメージの大きさは、福島原発事故では放射能の80%が太平洋上に流されたが、それでも事故対策費用が20兆円を超え、この後も15?60兆円を要するとされている。もし事故が夏の南風が吹いた時に起きたなら、陸域の汚染はさらに過酷になったであろう。また、4号機の使用済み核燃料プールで溶融が起きれば、首都圏は壊滅するだろうと、原子力委員長（当時）・近藤駿介が述べている。すなわち、原発のリスクとは、過酷事故発生確率もダメージの大きさも、いずれも不確実性が高く、計算不能である。このため、原発過酷事故にたいしては保険制度が成立しない。ドイツの保険会社が試作商品を考えてが、掛け金が高額過ぎて商品化出来なかったと言われている。</p> <p>不確実な事象をなんとかリスクという形で数値化して、管理してこうというのがリスク学の目的であるが、原発の事例のように不確実性が高すぎてリスク評価が出来ないものに対しては、予防原則が適用されなければならない。ダメージが計り知れないほど大きな場合、たとえ科学的な証明が不十分だとしても、その技術や装置の使用をやめなければならないのである。地球温暖化仮説への疑問や異論が存在するが、もし本当に温暖化した場合のダメージの大きさは計り知れない。だから、世界中で温暖化防止対策が取られているのである。原発またしかりである。</p>	<p>改正電気事業法に基づく利用政策の観点からの運転延長認可制度においては、電気事業の健全な発達を図る観点から、認可にあたって、確率論的リスク評価等の定量的なリスク評価を実施して定期的に必要な改善に取り組むことも含めて、その原子力発電事業の遂行態勢の見直し及び改善に継続的に取り組むことが見込まれることを確認してまいります。</p>
14	<p>ATENAの安全対策の実施は信用できない。</p> <p>「原子力エネルギー協議会（A T E N A）にて決定した安全対策を実施すること」と「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等の一部を改正する訓令新旧対照表」の「改正後」にあるが、原子力エネルギー協議会（A T E N A）にの存在自体は電力事業者や原発メーカーからなっており、仮に原発を止めるべき事象が発生しても、自らの利益のためその「安全対策の実施」により隠蔽する可能性が十分にあり、ますます「経済産業大臣の処分」は信用できないものとなっている。</p>	<p>改正電気事業法に基づく利用政策の観点からの運転延長認可制度においては、電気事業の健全な発達を図る観点から、認可にあたって、原子力エネルギー協議会にて決定した安全対策を実施することのほか、外部の有識者で構成される組織から定期的に評価・提案を受けて必要な改善に取り組むことやJANSI・WANO等の関係機関による評価を受けて必要な改善に取り組むことなども含めて、その原子力発電事業の遂行態勢の見直し及び改善に継続的に取り組むことが見込まれることを確認してまいります。</p>
15	<p>安全性審査が企業の体制整備に依存しすぎている。JANSI等の評価をうけてどのような基準で可否を判断するのか。</p> <p>安全性審査が「企業の体制整備」に依存しすぎています。第4号関係において、「経営層の関与」「外部機関からの評価受入」「社内改善体制」などが評価対象とされていますが、これらはあくまで企業の内部的な努力や体制整備に留まっており、客観的な技術的安全性そのものを直接評価する仕組みとは言えません。また、「JANSI」「WANO」「ATENA」などからの評価を受けることは前提とされていますが、それらの評価結果に対してどのような基準で可否を判断するのかが明示されておらず、今後の審査が形式的・恣意的なものにならないかが懸念されます。</p>	<p>改正電気事業法に基づく利用政策の観点からの運転延長認可制度においては、電気事業の健全な発達を図る観点から、認可にあたって、その原子力発電事業の遂行態勢の見直し及び改善に継続的に取り組むことが見込まれることを確認してまいります。なお、「技術的安全性」については回答2番のとおりです。</p>
16	<p>形式的な確認だけでなく、地域住民の実質的な合意形成や参加を要件とすべきだ。</p> <p>地域住民の納得・合意が制度設計に組み込まれていない。審査基準第4号口では、地域との信頼確保に向けた取組が要件とされていますが、その評価基準は「社内規定等で確認できるか否か」とどまっており、地域住民の実質的な合意形成や参加が要件とされていません。原発の長期運転は、近隣住民の生活や将来世代のリスクに直接関わる問題です。にもかかわらず、企業側の「取り組み姿勢」が形式的に示されれば延長が可能となる制度は、民主主義的正当性を著しく欠いています。</p>	<p>本訓令案は、改正電気事業法で定められる認可要件の審査基準を定めるものであり、改正電気事業法第27条の29の2第4項第4号の規定で定められる要件は「その原子力発電事業者が、申請発電用原子炉に係る発電事業に関する法令の規定を遵守して当該発電事業に係る業務を実施するための態勢を整備していることその他当該発電事業を遂行する態勢の見直し及び改善に継続的に取り組むことが見込まれること」であることから、地域住民の合意を認可の要件とすることはしておりません。その上で、同要件の中では、総合資源エネルギー調査会原子力小委員会における議論も踏まえ、原子力基本法においても原子力事業者の責務とされている地域の信頼確保に係る取組を推進しながら地域課題の解決に向けた取組への協力を行う方針が申請事業者の社内規定等で位置づけられていることを確認してまいります。また、こうした取組は、原子力事業者の責務であり、本制度の執行に限らず、事業者の取組を指導・監督してまいります。</p>

17	<p>行政処分、行政指導、仮処分命令等による運転停止期間を上積みすることに関する審査基準項目は削除すべきだ。</p> <p>(44)③イ(ii)(iii)を削除すべき。業務改善命令、運転停止命令等の行政処分、行政指導が行われたことには何らかの理由があるはずである。当該行政処分が不当であり、事業者がそのことによる不利益を被った場合は、事業者は法律に基づき救済されるべきであり、運転期間の延長というような「ボーナス」をもらうのは筋違いである。</p> <p>行政処分等による運転停止期間を上積みすることに関する審査基準項目は削除すべき。</p> <p>「ロ 原子力発電事業者による自らの行為の結果として申請発電用原子炉の運転の停止期間が生じたことが、客観的に明らかな場合」において運転延長期間に算入する事が認められないのは当然の事であると思われる。</p> <p>他方で、「(ii) 電気事業法の業務改善命令若しくは技術基準適合命令、原子炉等規制法の運転停止命令、発電用原子炉設置許可の取消し、発電用原子炉施設の運転停止等命令若しくは危険時の措置命令又は武力攻撃事態法の原子炉等に係る武力攻撃災害の発生等の防止のための命令による義務を履行するため申請発電用原子炉の運転を停止した原子力発電事業者にあつては、その取消し又は無効等により、当該義務を履行するために運転を停止する必要が無かったと認められる期間」について運転延長期間へ算入が認められるのは如何なものか。</p> <p>係る命令は事後的に運転停止する必要が無かったと認められただけの事であり、不必要な命令が事業者へ示された訳でなく安全確保を再優先とした判断から命じられた措置の結果であるから、他の安全性を確保した運転停止が不要な電源との比較に於いて停止命令は事業者として甘受せざるを得ないのではないか。運転停止命令を受けざるを得ない電源を運用する事業者リスクを不必要に免責すべきではない。</p> <p>(44)③イ(iv)を削除すべき。仮処分命令が行われたことは、裁判所が仮処分命令を出すに足る根拠があると判断したことを意味する。経済産業省が「当該仮処分命令による義務を履行するために申請発電用原子炉の運転を停止する必要が無かった」と判断することは不適切である。</p> <p>仮処分命令等による運転が停止期間を上積みすることに関する審査基準項目は削除すべき。</p>	<p>本訓令案は、改正電気事業法で定められる認可要件の審査基準を定めるものです。改正電気事業法第27条の29の2第4項第5号ロ、ハ及びニの規定では、事業者から見て他律的な要素によって停止していた期間として、行政処分により運転停止した場合であつて当該行政処分の取消し・無効等により運転を停止する必要がなかった期間(ロ)や、行政指導に従つて運転を停止した期間(ハ)、仮処分命令を受けて運転を停止した場合であつて当該仮処分命令の取消し等により運転を停止する必要がなかった期間(ニ)が規定されています。</p> <p>本訓令案(44)③イ(ii)(iii)(iv)については、こうした改正電気事業法の規定に基づき定めるものであり、原案のとおりとさせていただきます。</p>
18	<p>現行法で運転期間延長認可を取得している発電用原子炉についても、本審査基準で審査を行うべき。</p> <p>現行法で20年の運転期間延長認可を取得している発電用原子炉については、本改正法により、同20年間のみなし認可を受けると聞いたが、その際、本件審査基準で審査を行うよう求める。</p>	<p>改正前の原子炉等規制法第43条の3の32第2項の運転期間延長の認可を受けている発電用原子炉については、GX脱炭素電源法の附則第2条第1項の規定において、改正電気事業法に基づく運転期間延長の認可を受けたものとみなすこととされております。また、当該発電用原子炉については、制度施行後には、改正電気事業法における運転期間に係る規制に服することとなることから、GX脱炭素電源法の附則第2条第2項の規定に基づき、改正電気事業法第27条の29の2第3項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項を記載した書類を提出させることとしております。</p>